

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	半田市

## 半田市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 半田市市民経済部産業課  
所在地 愛知県半田市東洋町2丁目1番地  
電話番号 0569-84-0636  
FAX番号 0569-25-3255  
メールアドレス noumu@city.handa.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヌートリア、カラス(ハシブトガラス・ハシボソガラス)、カワラバト(ドバト)、カモ類(狩猟鳥獣に限る。)、スズメ、ヒヨドリ、カワウ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	愛知県半田市

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
スズメ	稲	6 7 9 千円	6 0 a
カラス	稲	3, 4 7 4 千円	3 0 2 a
ハト	稲	2, 7 5 8 千円	2 4 2 a
ヌートリア	野菜	1, 6 9 0 千円	6 6 a
ヒヨドリ	稲	2 0 千円	1 a
カワウ	稲	9 千円	1 a
合 計		8, 6 3 1 千円	6 7 2 a

### (2) 被害の傾向

#### ・ カラスほか鳥類

半田市西部及び東部にはカラス等のねぐらが多数存在し、市内全域で農作物被害が発生している。また、工場等では、糞害等による商品への被害もある。農家への聞き取り調査によると、農作物被害は市内全域の水稻が多い。

#### ・ ヌートリア

市内全域の水路・河川近くでの被害が多く見られる傾向がある。また、被害場所も毎年同じ場所での報告があり、今後も被害の拡大が懸念される。

#### ・ アライグマ・ハクビシン

現在は農作物の被害報告はない。しかし、住居・工場等の建物に侵入し、糞害といった衛生面での被害報告がある。知多半島内でも多数生息が確認されており、今後、農作物被害が予想される。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
農業被害	8, 6 3 1 千円 6 7 2 a	6, 9 0 4 千円 5 3 8 a

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
--	---------------	----

捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>カラスほか鳥類 猟友会に委託し市内数か所で銃による駆除を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銃による駆除は効果的だが、危険を伴うために駆除を行う場所が限られてしまい効率的に駆除ができない。</li> <li>カラスほか鳥類は学習能力が高いため、まとめて駆除することが困難である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヌートリアほか獣類 捕獲にあたる遵守事項を条件に、申請者へ捕獲許可を交付し捕獲檻の貸し出しを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9台の捕獲檻を農家向けに貸し出している。</li> <li>捕獲者所有の農地に埋却する場合もあるが、埋却場所の確保が困難なケースもある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の農家が防護柵を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止柵の価格が高価である。また、地域ぐるみでの被害防除対策ができないため、市内全域での普及には至っていない。</li> </ul>

## (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>カラスほか鳥類 銃による駆除に加え、捕獲檻をすでに設置している近隣市（東海市、大府市）の状況を参考に設置する。</li> <li>ヌートリア 防護柵を導入し、河川などからの侵入を防ぐ。 河川周辺の環境管理を行い、生息防止対策を行う。</li> <li>共通 今までには有害鳥獣への対応は駆除がメインであった。今後は防除にも力を入れ、他地域で取り組まれている効果的な防除方法を積極的に取り入れる。 有害鳥獣の実態や被害を把握するため、聞き取りやアンケートによる調査、現場確認などを定期的に行う。 被害防止に関する理解を深めるため、有識者による講習会の開催や、PRパンフレットなどを活用しながら、情報提供を推進する。</li> </ul>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- カラスほか鳥類

獵友会へ銃による駆除委託し、市が捕獲許可要件を審査し、捕獲を許可する。

- ヌートリアほか獣類

捕獲体制の整備を行うとともに捕獲檻の台数を増やす。

有害鳥獣捕獲講習会等を開催し、受講者には申請があれば捕獲許可要件を審査し捕獲を許可する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ヌートリア ほか獣類	・ 農家等を対象とする講習会等の開催により、その生態や被害状況の周知に努め、効率的な捕獲に向けた取組を進めるとともに、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保にも努めていく。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の考え方			
・ カラスほか鳥類			
銃による駆除と捕獲檻による捕獲駆除を行い、被害の軽減目標に近づけるよう設定する。被害が甚大に及ぶ場合は、捕獲数を増やし、臨機応変に対応する。			
・ ヌートリアほか獣類			
捕獲檻を増やし、半田市からの被害根絶を目指し、被害状況を把握した上で捕獲數目標を設定する。			

対象鳥獣	捕獲計画数等（匹・羽）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
カラス	350	350	350
カワラバト	250	250	250
ヌートリア	100	100	100
カモ類	50	50	50
スズメ	50	50	50
アライグマ	5	5	5
ハクビシン	5	5	5

捕獲等の取組内容			
・ 鳥類（カラス、カワラバト、カモ類、スズメ）			
銃により、年間を通して駆除を行う。			

被害の多い地区に捕獲檻を設置し、被害状況に応じた期間にわたって捕獲を行う。

- ・獣類（ヌートリア、ハクビシン、アライグマ）

被害地域に捕獲檻を設置し、年間を通して捕獲を行う。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限移譲済み。

### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

鳥 獣 名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
獣 類	ワイヤーメッシュ等防護柵の設置を推進。		

#### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

特になし。

### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

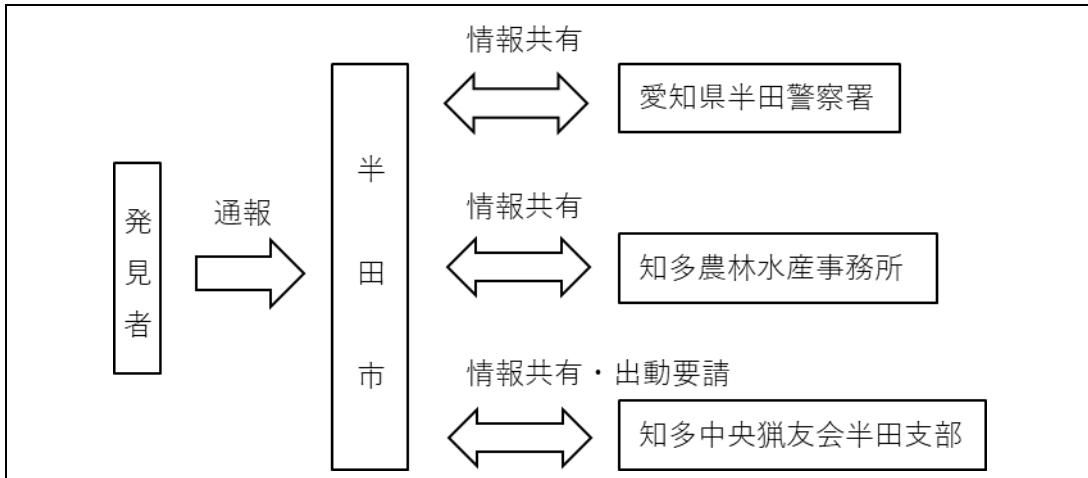
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内のすべての農地所有者を対象とした農作物被害状況調査</li><li>・捕獲安全講習会、現地指導の実施</li></ul>

### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

#### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
半田市経済課	関係機関との連絡調整
愛知県知多農林水産事務所	情報の共有
知多中央猟友会半田支部	捕獲の実施
愛知県半田警察署	住民の安全確保

## (2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則「焼却処分」または「埋却処分」とするが、捕獲した鳥獣を有効活用するための調査、検討にも努める。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として適さない鳥獣種のみしか捕獲していないため、該当なし。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

設置予定なし

### (2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
愛知県知多県民事務所（環境保全課）	保護管理の適正化、鳥獣法等に関する情報提供。
愛知県農業共済組合	技術指導、情報提供、制度支援
愛知県知多農林水産事務所	技術指導、情報提供、制度支援

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在は該当なし。今後、状況に応じて検討する。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となって被害防止策を講じるよう被害防止対策マニュアル、PRパンフレット等を活用しながら、情報提供を推進する。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策に先進的な手法を取り入れ、且つ被害の防止に成功している事例があれば、視察等により半田市においても実施可能か検討する。

今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。